省令

○農林水産省令第五十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

農林水産大臣　江藤　拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の三　法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。 一　乾燥され、かつ、圧縮されたもの 二　乾燥され、かつ、細断されたもの（センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。） 三　乾燥され、かつ、破砕され、又は粉砕されたもの（オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。） 四　乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破砕され、又は粉砕されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。 イ　いたりあかさまつ　葉、枝及び樹皮 ロ　エウカリプツス・スツアルチアーナ　葉、枝、花及び果実 ハ　エウカリプツス・ビミナリス　葉、枝、花及び果実 ニ　えごま　種子 ホ　カカオノキ　種子 ヘ　カスタネア・クレナタ　殻付きの種子 ト　グイボウルチア・ペレグリニアーナ　樹皮 チ　くるみ　核子 リ　コエンドロ　葉及び種子 ヌ　こしようぼく　葉、枝、花及び果実 ル　ごま　種子 ヲ　ざくろ　果実 ワ　さとうまつ　葉、枝及び樹皮 カ　すぎ　果実 ヨ　せいようあぶらな　種子 タ　センナ　葉 レ　タマリンド　果実 ソ　ちゆうごくぐり　殻付きの種子 ツ　なんようあぶらぎり　種子	**第五条の三**　法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　うこん及びトチュウの乾燥したもの 二　アーモンド、カシューナッツ、ココやし、こしよう、ピスタシオノキ、ぺるしやぐるみ及びマカダミアナッツの乾燥した種子